

## 第3回湯沢市総合振興計画審議会

日時：平成28年10月24日（月）午後6時

場所：湯沢市役所 本庁舎2階 25・26会議室

### 次 第

1. 開会
2. 諮問（公共施設等総合管理計画）、市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 説明
  - ・公共施設等総合管理計画（案）について
5. 協議
  - ・総合振興計画基本構想（案）について
6. その他
7. 閉会

# 第2次湯沢市総合振興計画

## 基本構想（案）

2016.10.24 時点

〈ページ調整 空白〉

〈市長あいさつ〉

〈目次〉

序論.....	1
計画策定の趣旨.....	1
計画の構成と期間.....	1
計画の評価と管理.....	2
湯沢市の状況.....	3
位置・地勢.....	3
気候.....	3
歴史.....	3
人口.....	4
産業.....	5
基本構想.....	7
第1章    基本理念と市の将来像.....	7
まちを育てる基本理念.....	7
市の将来像と基本目標.....	8
第2章    施策の大綱.....	9
第1節    みんなの信頼で築く丈夫なまち.....	10
第2節    健康と暮らしを共に支え合う笑顔があふれるまち.....	11
第3節    ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち.....	12
第4節    あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち.....	13
第5節    豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち.....	14
第3章    目指すべき地域構造.....	15
(1) 将来都市構造.....	15
(2) 土地利用の方針及びゾーン別整備の方針.....	17

# 序論

## 計画策定の趣旨

平成17年3月22日に4市町村が合併して誕生した湯沢市では、「湯沢市まちづくり計画（新市建設計画）」を基本として策定した総合振興計画に基づき、「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち」を目指し、一体感のある新市の形成を図ってきました。まちの土台づくりの期間であったこの10年間は、リーマン・ショックを発端とした景気後退、東日本大震災、日本創成会議が打ち出した消滅可能性都市がクローズアップされるなど、日本全体の情勢が大きく変化した期間でもありました。

今後は、これまで築き上げてきた成果を土台として、社会情勢等の変化に柔軟に対応しつつ、本市の強みを生かして持続可能なまちへ“育てる”期間となります。市税収入の減少や地方交付税の合併特例期間終了などにより財政規模が縮小していく中にあっても、未来を紡ぐまちづくりの指針として第2次湯沢市総合振興計画を策定します。

## 計画の構成と期間

第2次湯沢市総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成します。

### 基本構想

〈期間〉平成29年度から平成38年度の10年間

中長期の展望をもとに、目指すまちの基本理念と将来像、目標を定めるものです。

各分野で個別計画を策定する際の基本方針にもなります。

### 基本計画

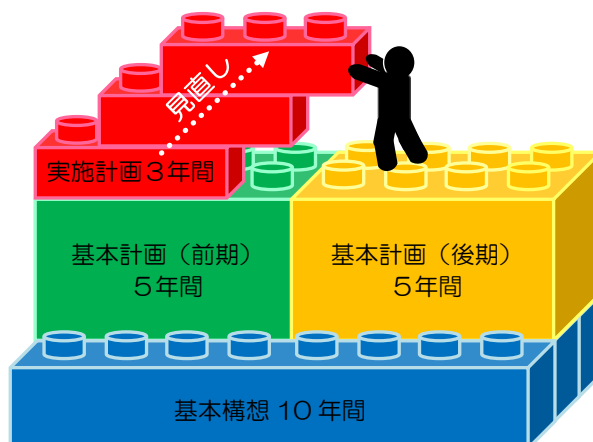
〈期間〉【前期】平成29年度から平成33年度の5年間

基本構想を具体化するための基本施策を前後期の2期に分け体系化したものです。

### 実施計画

〈期間〉平成29年度から平成31年度の3年間

基本計画で定める施策を計画的に実施するため、具体的事業を年次計画でまとめたものです。毎年度見直しを行い、施策の実効性確保と計画的な財政措置に努めます。



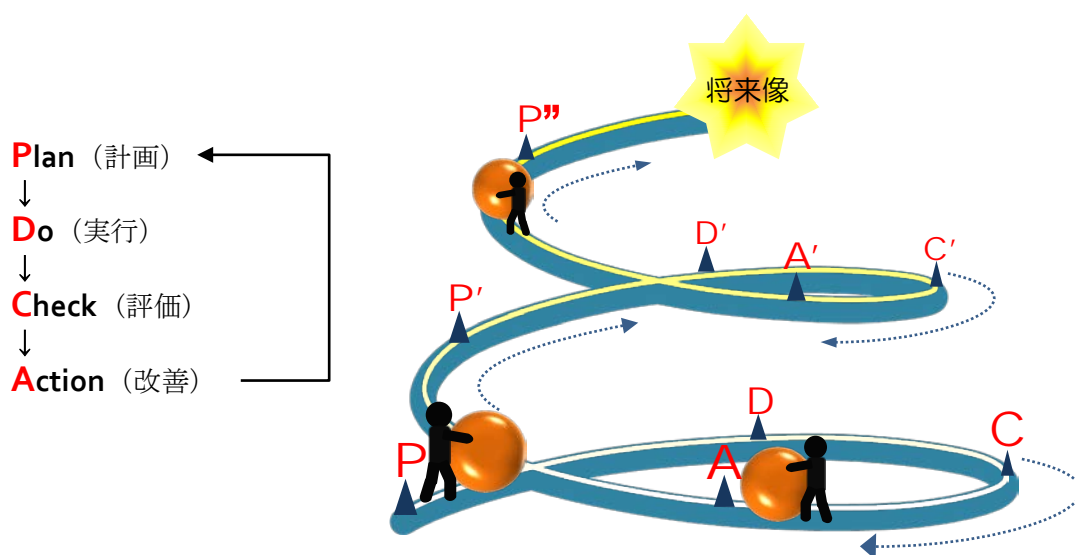
## 計画の評価と管理

市の目指す将来像に向けて実施する事業は多分野に渡りますが、投資できる財源は限られており、効率的かつ有効な予算配分が必要です。

そのためには、各施策や事業について進捗状況の検証と評価を行い、翌年度の実施方法を改善していく必要があるため、目標への到達度を計る客観的かつ分かりやすい指標を各分野に設定します。

指標については、効果进行评估しやすいようアウトカム指標<sup>1</sup>を基本とします。

検証にあたっては、PDCA サイクルにより事業の継続性を保ちながら、情勢変化への対応を行います。



<sup>1</sup>施策・事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標

## 湯沢市の状況

### 位置・地勢

秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接しており、秋田県の南の玄関口として、山形県とは国道13号、宮城県とは108号及び398号で結ばれ、直線距離で県都秋田市からは約70キロメートル、仙台市からは約95キロメートルの距離にあります。また、市の面積は790.91平方キロメートルで、秋田県の面積の約6.8%を占めています。

東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川や役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しています。県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。

### 気候

内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月と8月の月別平均気温では約23.6度の差があり（1月平均−1.6℃、8月平均22.0℃）、風速は一年を通して1.4m〜3.4m前後となっています。

また、降水量は年間1,500mm程度ですが、冬季には積雪が多く、最大積雪量は市街地で1m、山間地域では2mに達し、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ豪雪地帯となっています。

### 歴史

湯沢地域には古くから人が住みついていた形跡があり、縄文時代の遺跡が多数発掘されています。平安期の謎に包まれた才女「小野小町」は、小野地域が生誕・終焉の地といわれ、岩屋洞などの多くの遺跡や伝承が守り継がれています。

1193年には、小野寺氏が稲庭城を築き、約400年にわたり統治したといわれ、関ヶ原の戦いの後、1602年には佐竹領となり、市内各所に小野寺氏、佐竹氏の時代から伝わる祭りや文化財などが多く見られます。

1603年、佐竹義種が城主として湯沢城に入城以来、湯沢は佐竹南家の城下町としてその街並みが形成されました。1606年には院内銀山が発見され、藩直営の銀山として繁栄し、最盛期には銀山の人口が15,000人を数え、天保の盛り山と言われました。明治38年には奥羽本線が全線開通し、昭和38年に皆瀬ダムが完成、平成8年に国道108号鬼首道路、平成9年に湯沢横手道路、平成28年に院内道路が開通し、生活基盤の整備が進んでいます。

現在の湯沢市は、平成17年3月22日に湯沢市、稲川町、雄勝町及び皆瀬村が合併して誕生しましたが、全域に特色ある地質資源が豊富なことからジオパーク活動を推進してきており、平成24年に日本ジオパークとして認定されています。



## 人口

国勢調査がスタートした大正9年以降増加し続け、昭和30年に79,000人を超える人口のピークを迎えました。しかし、その後は自然減・社会減が徐々に拡大し、平成27年の国勢調査では46,620人（速報値※確定次第修正）まで減少しています。

平成26年5月、日本創成会議は、少子化に伴う人口減少によって、平成52年（2040年）までに存続が困難になると予測される全国896自治体を「消滅可能性都市」と発表し、この中に本市も含まれています。

このような状況を踏まえ、本市では平成52年（2040年）に31,664人の人口を確保することを目標とした「湯沢市人口ビジョン」と、その実現に向けた「湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめています。

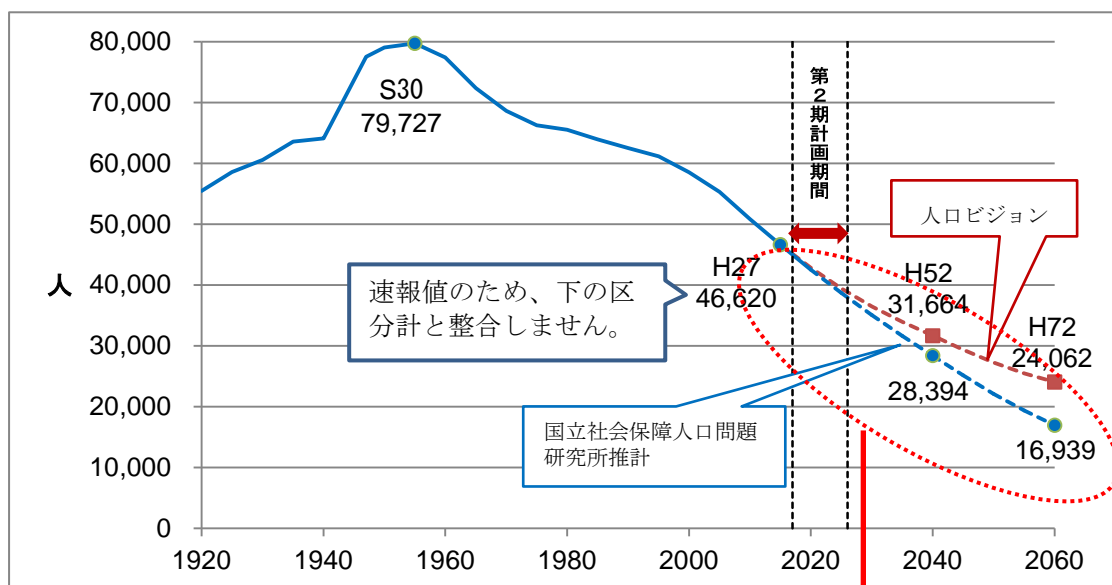


図1-湯沢市の人口推移と目標

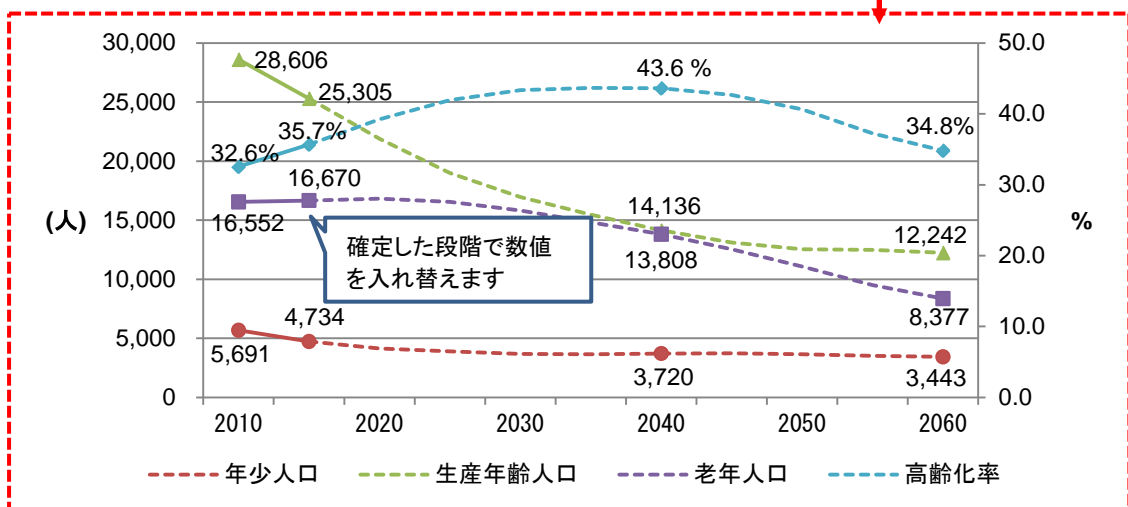


図2-人口ビジョンの年齢3区分別推計

## 産業

### (1) 産業分類別人口の推移

産業区分別就業数の推移においては、全体の就業者数は減少傾向となっており、平成12年の就業者数29,433人に対し平成22年には就業者数23,991人と、ここ10年で5,442人、率にして18%以上減少しています。

産業区分別の推移としては、第一次産業は微減傾向であり、第二次産業はここ10年で3,520人、率にして30%以上も減少しています。第三次産業においても緩やかではありますが減少傾向を示し始めています。

就業者数に対する産業区分別就業割合をみても、第二次産業就業者割合が減少し、第三次産業就業者割合が増加しています。

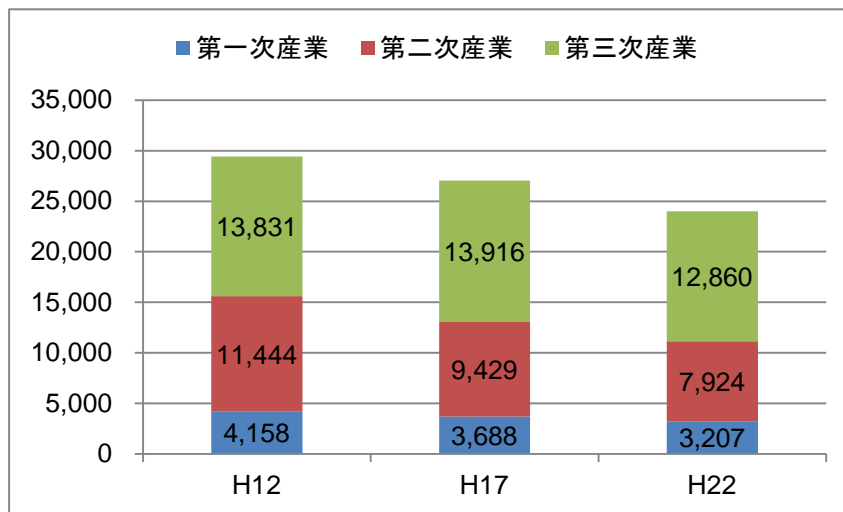


図-産業分類別就業数の推移（出典：「国勢調査」より作成）

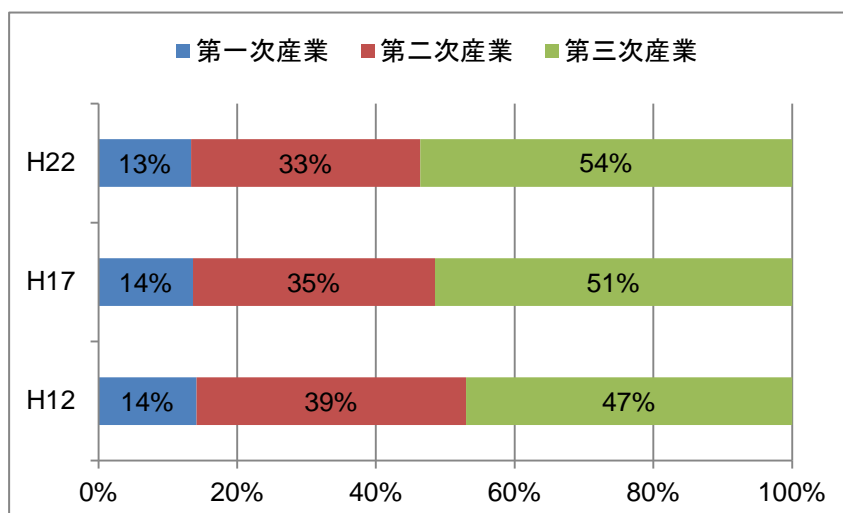


図-産業分類別就業割合の推移（出典：「国勢調査」より作成）

(2) 産業分類就業者数の状況

平成22年国勢調査の産業分類別就業者数では、就業者数が多い順に男性は、製造業、サービス業、農林業、卸売・小売業となっており、女性は、サービス業、製造業、卸売・小売業、農林業となっています。全体としては、サービス業、製造業、卸売・小売業、農林業、建設業となっています。

平成12年国勢調査と比較した場合、3位から5位までの傾向に変わりはないものの、1位の製造業と2位のサービス業が入れ替わっています。

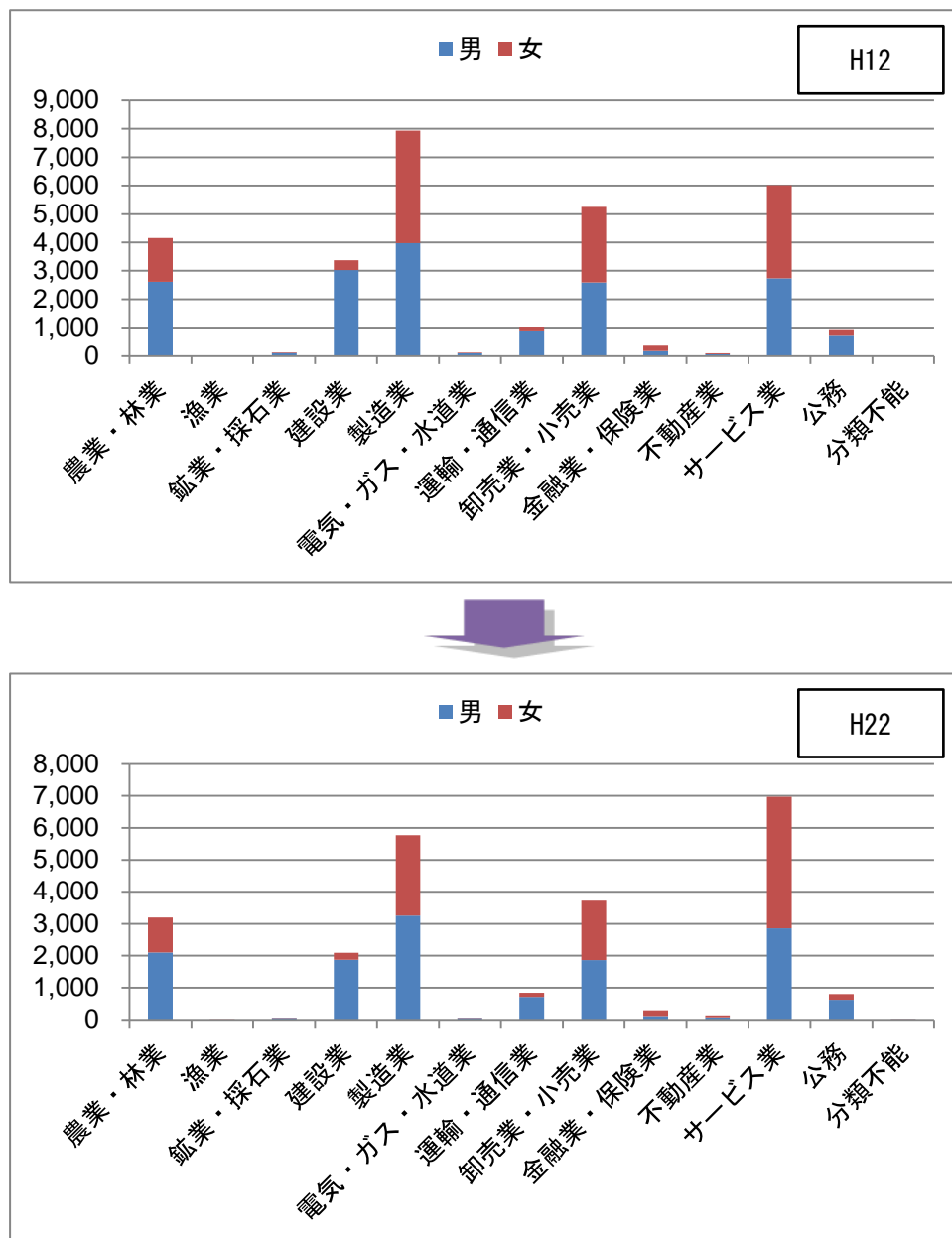


図-産業大分類別就業者数の推移  
(出典：「国勢調査」より作成)

# 基本構想

## 第1章 基本理念と市の将来像

### まちを育てる基本理念

市民と行政の共創<sup>2</sup>と協働<sup>3</sup>により、誰もが自分のできることに積極的に取り組む、活力ある丈夫なまちへ育てあげるため、基本構想の根底となる3つの考え方を基本理念とします。

#### ○安心と幸せがある、豊かなまちへ育てる

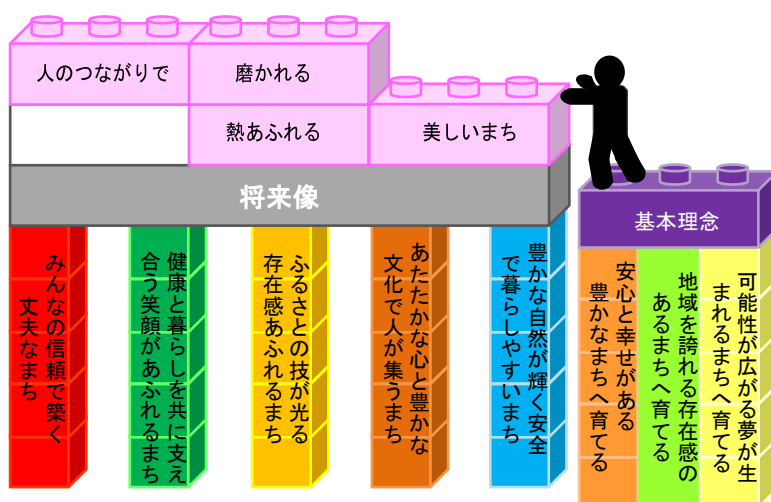
人やコミュニティのつながりを太く強くし、誰もが地域に見守られながら自分らしく暮らせるよう、暮らしの豊かさの向上を目指します。

#### ○地域を誇れる、存在感のあるまちへ育てる

豊富な地域資源の磨き上げと埋もれている資源の発掘、これらの掛け合わせで存在感のある“YUZAWA”を構築し、国内外へ広く発信することで、地域への誇りと愛着心の醸成を目指します。

#### ○可能性が広がる、夢が生まれるまちへ育てる

国内外との交流の活性化や生涯を通じての教育・学習機会を確保し、多彩な働き方や暮らし方ができる、夢へ挑戦する活力あるまちを目指します。



<sup>2</sup>行政と民間が互いのアイデアとノウハウを合わせることによって共に「公共」を創っていくこと。

<sup>3</sup>同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

## 市の将来像と基本目標

### 将来像

# 人のつながりで磨かれる、<sup>エネルギー</sup>熱 あふれる美しいまち

人が携わることで美しさを増し、豊富に湧き出る地熱のように市民の熱（エネルギー）が満ちる、力強く美しいまちを目指します。

### 基本目標

#### 〈みんなの信頼で築く丈夫なまち〉

関わる全ての人の共創と協働により、信頼される丈夫なまちへ育てます。

#### 〈健康と暮らしを共に支え合う笑顔があふれるまち〉

子どもからお年寄りまで、地域の全ての人が支え合い、健康で、生き生きと暮らせる共生のまちへ育てます。

#### 〈ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち〉

市民所得の向上と若年層を中心とした定着促進のために、起業支援や雇用の創出とともに、地域資源とふるさとの技によって YUZAWA ブランドを育てます。

#### 〈あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち〉

「地域づくりは人づくりから」という視点に立ち、郷土の歴史や文化に対する理解を深め、将来を担う人づくりを積極的に進めるとともに、人が集うまちへ育てます。

#### 〈豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち〉

市民の安全・安心を確保し、暮らしの質を高めることで、ここに暮らすこと自体を誇れる、長く暮らしたいと思えるまちへ育てます。

## 第2章 施策の大綱

将来像

人のつながりで磨かれる、<sup>エネルギー</sup>熱 あふれる美しいまち

まちを育てる基本目標

基本目標を実現するための分野

<p>－第1節－ みんなの信頼で築く丈夫なまち</p>	1-1 共創・協働によるまちづくりの推進
	1-2 信頼を築き共感を集める戦略的広報の実現
	1-3 公共サービスの質的向上と最適化
	1-4 強固で柔軟な財政基盤の確立
<p>－第2節－ 健康と暮らしを共に支え合う 笑顔があふれるまち</p>	2-1 共助社会の構築と社会保障の充実
	2-2 結婚・子育てに優しいまちの実現
	2-3 心身が健康で活力あるまちの実現
	2-4 充実した長寿生活の実現
	2-5 安心して医療サービスが受けられるまちの構築
<p>－第3節－ ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち</p>	3-1 産業基盤の充実・強化
	3-2 競争力のある質の高いものづくりと流通対策の強化
	3-3 訪れたいくなる動機付けと観光交流人口の拡大
	3-4 多様な人材育成と就労環境の充実
<p>－第4節－ あたたかな心と豊かな文化で 人が集うまち</p>	4-1 交流の活性化
	4-2 学校教育の充実
	4-3 生涯学習の推進
	4-4 スポーツ活動の推進
	4-5 文化の保護・継承・活用
<p>－第5節－ 豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち</p>	5-1 防災危機対策の推進
	5-2 優れた自然環境の保全
	5-3 安心な生活環境の構築
	5-4 都市基盤の整備

## 第1節 みんなの信頼で築く丈夫なまち

### 1. 共創・協働によるまちづくりの推進

市民・民間団体・行政など全ての関係者、若者から高齢者まで多世代の力を合わせる  
ことにより課題を克服し、丈夫なまちに育てます。

### 2. 信頼を築き共感を集める戦略的広報の実現

良好な信頼関係を構築しながら、戦略的に広報・広聴を強化し、湯沢の魅力を高め  
ます。

### 3. 公共サービスの質的向上と最適化

公共サービスの質を高めるために、「公共＝行政」という概念から脱却し、民間部門  
における多様な主体（公共の担い手）との協働によってサービスの最適化を進めます。

### 4. 強固で柔軟な財政基盤の確立

経費節減や事業の見直しの徹底、経済効果の高い施策への集中投資や新たな財源確  
保策の掘り起こしなどによって、経済発展と財政健全化の好循環を促進します。

## 第2節 健康と暮らしを共に支え合う笑顔があふれるまち

### 1. 共助社会の構築と社会保障の充実

地域の共助体制の充実と行政と関係団体の連携強化により、支え合いと安心の福祉社会を目指します。

### 2. 結婚・子育てに優しいまちの実現

結婚から子育てまで、気軽に相談や支援を受けられる環境の充実を図り、子育てに優しいまちの構築を進めます。

### 3. 心身が健康で活力あるまちの実現

心と身体の健康を保持・増進するとともに、健（検）診等により疾病の予防管理を適切に行い、健康寿命の延伸を目指します。

### 4. 充実した長寿生活の実現

高齢化社会の中にあっても、住み慣れた地域で健康で充実した日々を過ごせるよう、経験を生かした社会参加機会の充実や介護予防、介護福祉サービス等の支え合い体制の充実を図ります。

### 5. 安心して医療サービスが受けられるまちの構築

生涯にわたって健やかに生活できるよう関係機関との連携強化により、安定・安心の医療環境を維持するとともに、医療保険制度の健全な運営に努めます。



### 第3節 ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち

#### 1. 産業基盤の充実・強化

豊富な地域資源を生かし、活力ある産業経済を支えるための土台づくりを行います。

#### 2. 競争力のある質の高いものづくりと流通対策の強化

ユーザーの需要を意識して魅力と競争性の高いものづくりを進めるとともに、「湯沢らしさ」を生かした戦略的なマーケティング活動を支援します。

#### 3. 訪れたいくなる動機付けと観光交流人口の拡大

市の魅力を効果的に“見える化”し、おもてなしの充実と環境整備により、交流が盛んな「訪れてみたいくなるまち」を創ります。

#### 4. 多様な人材育成と就労環境の充実

産業を持続的に支える多様な人材を確保・育成し、働きたい人が能力を十分に発揮できる環境を整えます。

また、地域経済を刺激する新たな挑戦を応援します。

## 第4節 あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち

### 1. 交流の活性化

国内外との交流の活性化により見識を広め、地域の価値を再発見することで郷土を愛する心を育てます。

### 2. 学校教育の充実

将来を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性、ふるさとを愛する心を育てます。

### 3. 生涯学習の推進

市民一人ひとりが自らの生活をより豊かなものとし、潤いのある生活を送ることができる生涯学習を推進します。

### 4. スポーツ活動の推進

世代や目的に応じて、スポーツに参加できる環境整備と指導者の育成に努め、スポーツによるまちの活性化を図ります。

### 5. 文化の保護・継承・活用

風土に育まれた歴史や文化を守り次の世代へ繋いでいくため、行事への参加や伝統文化へ触れる機会を増やすことにより理解と認識を深め、地域への誇りと愛着を醸成します。

## 第5節 豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち

### 1. 防災危機対策の推進

市民の命と生活を守るため、自然災害をはじめとした危機に対し、迅速で適切な対応ができるよう防災消防体制を強化するとともに、自主防災組織による自助・共助に関する取り組みを推進します。

### 2. 優れた自然環境の保全

身近な自然の豊かさを実感し、その恵みを将来にわたって享受できるよう、環境に対する意識の向上と保護活動に取り組みます。

### 3. 安心な生活環境の構築

住む人にも環境にも優しい、美しく安心な地域環境をつくります。

### 4. 都市基盤の整備

人口減少が進む中でまちを機能的に維持するため、まちを支える道路、上下水道等の社会基盤については計画的かつ適正に整備を行い、生活の質の向上を図ります。

## 第3章 目指すべき地域構造

### (1) 将来都市構造

人口規模が縮小する中でも市街化が進み、人口集中地区<sup>4</sup>（DID）面積が徐々に拡大していますが、DID内においても人口密度は減少し、中心市街地では空洞化が生じています。このまま市街地の低密度化が進行した場合、日常生活に必要な商業、医療等の都市機能施設についても確保が困難になることが危惧されるほか、行政分野においても、公共施設やインフラ<sup>5</sup>を維持するための一人当たりコストの増大に繋がり、インフラの維持が困難になっていくことが予想されます。

まちの機能を将来へ維持していくため、各地域においてある程度の人口密度を維持すべきエリアを拠点と位置付け、その規模に応じた都市機能を集約・確保するほか、拠点となるエリア間や拠点と各地区を結ぶ交通ネットワークを確保することにより、より効率的で持続可能な地域形成を図ります。

都市計画区域の用途地域を主体とした市街地を「中央拠点エリア」と位置付け、市の中心として各種の都市的拠点機能の整備充実を図ります。

各地域では、総合支所周辺を「地域拠点エリア」と位置付け、地域内で充足すべき生活需要の高い都市機能の維持確保を図ります。

また、これらの拠点エリア間及び拠点エリアから各地区を結ぶ「ネットワーク」の機能を、主要な道路と公共交通網の充実により強化します。

中央拠点エリアと各地域拠点エリア間は、国道と定期路線を主体とした公共交通により、拠点エリアから各方面へは国・県道を主体とした道路と予約型路線など多様な公共交通により連携を確保するなど、市全体が一体となった交通ネットワークを構築します。

広域交通ネットワークとしては、国道13号とJR奥羽本線に沿った横手市、新庄市方面と結ぶ縦軸を、東北中央自動車道の全線開通や奥羽本線の新幹線化を引き続き促進していくため「高速連携軸」と位置付け、広域交流の主軸とします。そのほか、仙台へ結ぶ国道108号や国道398号をはじめ、主要な国・県道に沿って周辺地域と結ぶ軸を「広域交流軸」と位置付け、安定して迅速かつ安全に交流できる環境を整備します。

---

<sup>4</sup>人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地域

<sup>5</sup>インフラストラクチャ（infrastructure）の略：水道や道路など産業や生活を支える社会基盤

# 地域構造イメージ図



## (2) 土地利用の方針及びゾーン別整備の方針

美しく豊かな自然環境や県内有数の穀倉地帯としての農村環境を保全するとともに、人口減少社会を見据え、都市的な土地利用は拠点エリアへ集積します。

その上で、「市街地」、「生活・産業ゾーン」、「農業・田園生活ゾーン」、「観光ゾーン」、「自然環境保全ゾーン」の5つのゾーンを設定し、各ゾーンにおける機能の高度化を進めていきます。それぞれのゾーンにおける地域づくりの目標や重視すべき施策分野は次のとおりとします。

### ①市街地

中央拠点エリアの中でも、DID を中心とした人口密度の高い地区を「市街地」とし、居住空間としての充実を図るほか、無計画な拡散を抑制し高度利用を進めます。さらに、市街地の中でも湯沢駅から市役所を中心とした地区を「中心市街地」と位置付け、市全体の社会経済活動の中心的役割を果たす地域として、行政、商業、教育・文化、保健・医療・福祉、公共交通などの都市的拠点機能を強化します。

魅力ある中心市街地とするために、商業や各種生活サービス機能の集積による活性化、良好な都市景観の形成などを推進します。

### ②生活・産業ゾーン

拠点エリア周辺の主要地区を「生活・産業ゾーン」とします。

多くの市民が居住する空間としての環境を向上させるため、各種の公共的施設の利用も含めて必要な生活基盤の整備を進めるとともに、コミュニティ機能や保健・医療・福祉などの各種サービス機能の充実を図ります。

また、各地域の特色を生かした地場産業の振興や歴史資源を生かした活性化を進めるほか、新たな付加価値を生み出す産業の展開、情報発信活動等の促進により、生活と生産・流通・観光等の産業活動が密接に結びついた活力ある住みよい地域づくりを進めます。

### ③農業・田園生活ゾーン

生活・産業ゾーンの周囲の平坦部を「農業・田園生活ゾーン」とします。

農村環境の保全を図るため、県内有数の穀倉地帯としての農業生産基盤を保全・整備するとともに、付加価値や生産性を高める施策を進めます。

また、農業集落の環境整備、社会機能や文化の継承と発展に努め、農業を中心とした生活ゾーンの形成を目指します。

#### ④観光・交流ゾーン

秋の宮温泉郷、泥湯温泉、小安峡温泉、道の駅おがち周辺を「観光・交流ゾーン」とします。

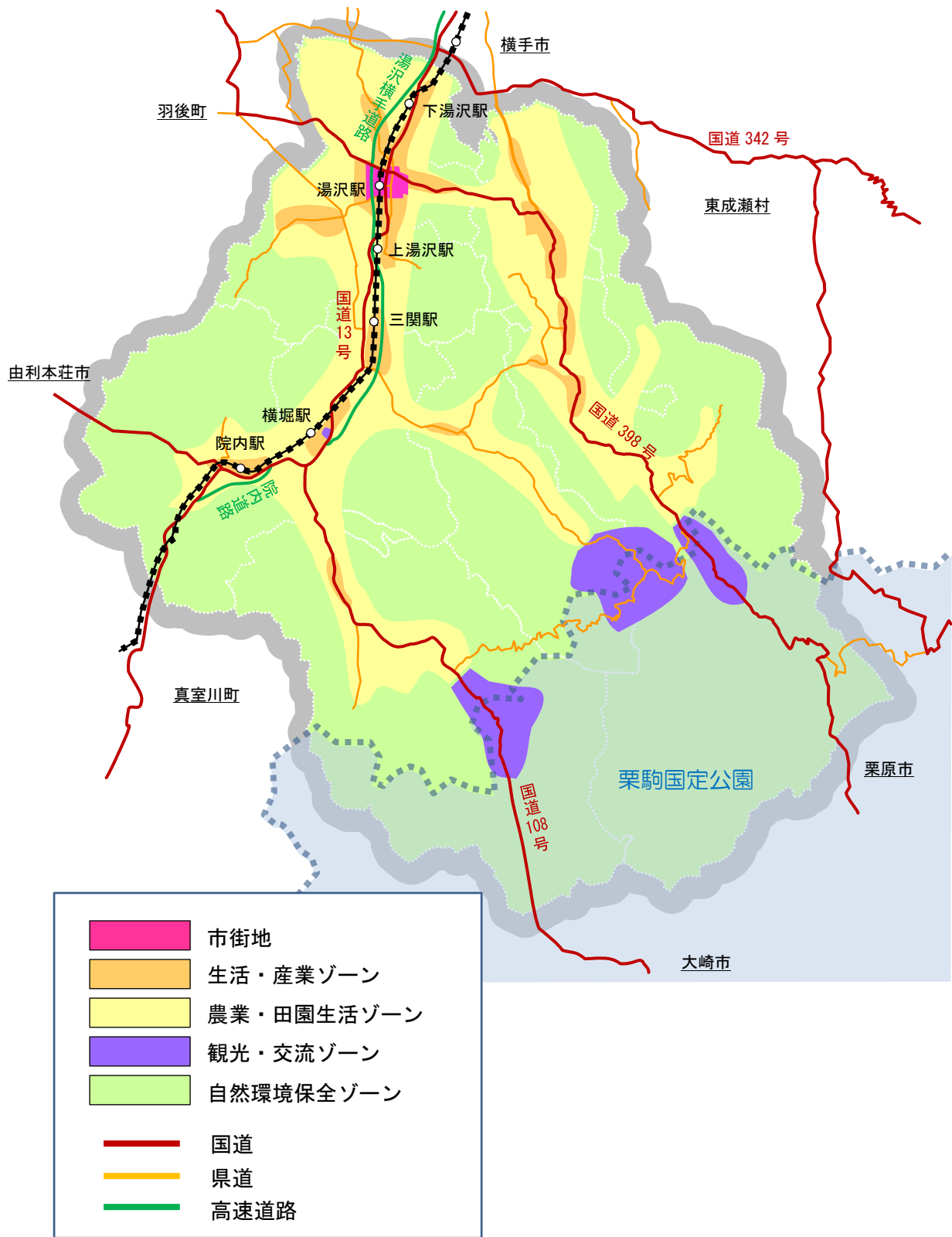
豊かな温泉資源や森林等の環境を生かし、その魅力が広く人を集める観光の中心地域として資源の保全と整備を進め、環境と生活が調和した観光機能の強化を図りつつ、各地区の連携を強化していきます。

#### ⑤自然環境保全ゾーン

地域において大きな面積を占めている山林が主となっているエリアを「自然環境保全ゾーン」とします。

豊かな森林や清流等の美しい自然環境をかけがえのない財産として、後世に継承していきます。また、地熱エネルギーやジオポイント等の地質資源、林産物、水等の自然資源を守りながら活用していきます。

# 土地利用構想図





施策体系シート							
基本構想			基本計画				
目標	政策	分野	政策方針	主要施策		主な内容	
〈みんなの信頼で築く丈夫なまち〉	関わる全ての人の共創と協働により、信頼される丈夫なまちへ育てます。	1-1	共創・協働によるまちづくりの推進	市民・民間団体・行政など全ての関係者、若者から高齢者まで多世代の力を合せることにより課題を克服し、丈夫なまちに育てます。	1-1-1	共創と協働の取り組みの推進	市民が主役のまちづくりを推進するため、中心となる人材の育成と地域組織の充実を図り、地域の課題解決へ取り組む自助・共助・公助の連携体制の構築を進めます。  民間と行政がノウハウと価値観を共有することによってより良い市民サービスを創り上げる取組を推進します。
					1-1-2	男女共同参画社会の形成及び若者と女性の活躍推進	各分野、各世代、男女間の社会参画機会の確保を図ります。特に若者や女性が意思決定の過程へ参画できる体制を強化し、誰もが平等に活躍できる社会の構築を進めます。
					1-1-3	ゆざわを応援してくれる力の発掘と移住定住促進	求める知識や技能、人脈を持つ応援者を発掘し、地域の元気のきっかけとなる人、風土や文化に共感を持ってくれる人への移住の働きかけと定住支援を行います。
		1-2	信頼を築き共感を集める戦略的広報の実現	良好な信頼関係を構築しながら、戦略的に広報・広聴を強化し、湯沢の魅力を高めます。	1-2-1	市民からの信頼と共感を築く広報広聴力の強化	市民をはじめとして企業や団体、マスメディアなど、関係者との信頼関係を醸成し、対話による開かれた行政を進めるためにコミュニケーションとしての広報広聴の強化を図ります。
					1-2-2	人を引き付ける戦略的な対外情報発信	湯沢の魅力を効果的に発信し、人・企業・消費を呼び込む戦略的な対外広報を推進します。
					1-2-3	広報広聴体制のマネジメントとマインドの醸成	行政全体が連携した広報広聴体制を確立するとともに、市民一人ひとりが広報パーソンとなるようマインドの醸成と表現力・傾聴力の強化を目指します。
		1-3	公共サービスの質的向上と最適化	公共サービスの質を高めるために、「公共＝行政」という概念から脱却し、民間部門における多様な主体(公共の担い手)との協働によってサービスの最適化を進めます。	1-3-1	新たな公共の創造	更なる市民参画のもと、「行政が担うべきこと、民間が担えること、両者が協働で担うこと」を互いが理解し合い、多様な主体が公共を支えられる具体的な仕組みづくりを行うことにより、行政が民間を補完する本来の役割に重点化します。
					1-3-2	民間活力の活用	民間部門のノウハウや多様性を効果的、効率的に活用し、低コストで質の高い公共サービスを提供するため、民営化・外部委託・指定管理者制度など、公的分野の外部化・産業化を進めます。  民間活力活用の進捗と歩調を合わせ、業務量と人員のバランスを調整しながら組織機構の見直しと適正な定員管理を行うとともに、的確な現状分析と明確な個人目標をもって行動できる人材を育成します。
					1-3-3	公有財産のマネジメント	公共施設やインフラ等について、サービス水準や利用者の安全・安心を確保し、中長期的なコストの軽減等を図るため、適正配置(複合化・統廃合等)や適正管理(長寿命化・効率化等)など、経営的視点による管理運営を推進します。
		1-4	強固で柔軟な財政基盤の確立	経費節減や事業の見直しの徹底、経済効果の高い施策への集中投資や新たな財源確保策の掘り起こしなどによって、経済発展と財政健全化の好循環を促進します。	1-4-1	財源の確保	産業振興等により市税の増収に努めるとともに、新たな財源の確保や適切な債権管理等によって収入の増加を図ります。また、使用料等については、利用する者と利用しない者との公平を確保する観点から、負担の適正化を図ります。
					1-4-2	事業見直しと公営企業等の健全化	事業の必要性や有効性を重視した「選択と集中」を進めることで、最小の経費で最大の効果を発揮するための見直しを行います。 公営企業や外郭団体等の経営健全化のため、独立採算を基本として繰出金や補助金等の抑制を図るほか、より弾力的な業務運営のため、必要な組織の見直しを行います。
					1-4-3	戦略的な予算編成・財務公表の充実	限られた財源をより有効に配分するため、目標や効果と連動した実効的な予算編成システムを構築します。 また、市民に分かりやすく財政状況を公表することで、財政に対する理解や関心を深め、公正で透明な財政運営を行います。

施策体系シート							
基本構想			基本計画				
目標	政策	分野	政策方針	主要施策		主な内容	
へ健康と暮らしをともに支え合う笑顔があふれるまち	子どもからお年寄りまで、地域の全ての人を支え合い、健康で、生き生きと暮らせる共生のまちへ育てます。	2-1	共助社会の構築と社会保障の充実 地域の共助体制の充実と行政と関係団体の連携強化により、支え合いと安心の福祉社会を目指します。	2-1-1	福祉の共助体制の充実	地域の一人ひとりが自分のできる役割を積極的に担い、支え合う社会を目指します。	
				2-1-2	自立支援とセーフティネットの充実	経済的困窮者の実態把握に努め、自立した生活を営めるよう個々の状況に応じた一元的な支援相談体制を構築します。 自立支援制度や扶助制度等の適正な運用を行い、生活支援や貧困の連鎖の解消を図ります。 障がい者の権利擁護に努めるほか、障がい者施設の計画的な整備・運営に努めます。	
				2-1-3	社会参加機会の充実	高齢者の知識や経験、技術を地域の財産とし、若い世代へ伝える機会をつくるなど社会参加を促進します。 障がい者の地域行事等への参加など、積極的な社会参加の促進を図るほか、就労機会を得るための相談支援体制の充実を努めます。	
		2-2	地域ぐるみの家庭支援と子育て社会の実現 →結婚・子育てに優しいまちの実現	新しい家庭を築くところ結婚から子育てまで、気軽に相談や支援を受けられる環境の充実を図り、子育てに優しいまちの構築を進めます。	2-2-1	結婚への応援	出会い・きっかけ作りのためのイベント開催やマッチング事業を進めます。 出会いの情報提供や支援体制の強化を図ります。
					2-2-2	妊娠から子育てまでの相談と支援の充実	子どもを持ちたい人の希望が叶うよう支援を行います。 妊娠・出産・子育てに関するきめ細やかな情報の発信と共有、不安や孤立することのない相談や切れ目のない支援体制を構築し、母子の健全育成と安心して子育てができる地域社会をめざします。 虐待を受けた児童やDV被害者等への支援を行います。
					2-2-3	保育・幼児教育の充実と放課後児童の健全育成施設の充実	教育・保育施設の計画的な整備・運営に努め、良質な保育や幼児教育の充実を図ります。 こどもの安全な居場所を確保するため、放課後児童健全育成施設等の充実を図ります。
		2-3	心身が健康で活力あるまちの実現	心と身体の健康を保持・増進するとともに、健(検)診等により疾病の予防管理を適切に行い、健康寿命の延伸を目指します。	2-3-1	重点分野別・ライフステージに合わせた保健活動の充実	健(検)診をはじめ、適切な保健活動により生活習慣病の発症と重症化予防に取り組み、早世や要介護の減少に努め、健康寿命の延伸を図ります。
					2-3-2	心の健康を守る精神保健支援体制の整備	心の健康や病気に関して正しく理解し、地域の中で支えあいながら孤立を防ぐ地域社会を目指します。
		2-4	充実した長寿生活の実現	高齢化社会の中にあっても、住み慣れた地域で健康で充実した日々を過ごせるよう、経験を生かした社会参加機会の充実や介護予防、介護福祉サービス等の支え合い体制の充実を図ります。	2-4-1	高齢者支援体制の充実	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う地域包括ケア体制の構築を図ります。高齢者施設の計画的な整備・運営に努めます。
					2-4-2	介護保険制度の健全な運営	在宅介護を支援するサービスの充実・強化や施設系サービスの計画的な整備に努めるとともに、介護給付適正化の取組みを進め、持続可能な制度運営を図ります。
		2-5	安心して医療サービスが受けられるまちの構築	生涯にわたって健やかに生活できるよう関係機関との連携強化により、安定・安心の医療環境を維持するとともに、医療保険制度の健全な運営に努めます。	2-5-1	地域医療体制の充実	医療需要に対応した安心な医療体制の確立と、地域格差の解消を図ります。 医師確保対策の充実を図ります。 医療者の確保や高度医療機器の整備を行い、救急医療体制の計画的整備を図ります。
					2-5-2	医療保険制度の健全な運営	保健事業の推進や医療費適正化への取り組みなどにより、適正な保険給付、財政健全化に努め持続可能な制度運営を図ります。
					2-5-3	医療機関受診時等の経済的負担の軽減	心身の健康保持と経済的負担軽減のため、福祉医療の給付を行います。予防接種の助成を継続します。

施策体系シート							
基本構想				基本計画			
目標	政策	分野	政策方針	主要施策		主な内容	
へふるさとの技が光る、存在感あふれるまち	市民所得の向上と若年層を中心とした定着促進のために、起業支援や雇用の創出と共に、地域資源とふるさとの技によってYuzawaブランドを育てます。	3-1	産業基盤の充実・強化	豊富な地域資源を生かし、活力ある産業経済を支えるための土台づくりを行います。	3-1-1	未来に継承すべき産業全体の基盤を強化・保全	市の基幹産業である農林業や伝統ある地場産業等の産業基盤を強化・保全し、産業全体の生産性を高めた経済基盤を確保するとともに、本市の豊富な資源を次世代につなぎます。 農地の区画拡大及び土地改良施設の強靱化、林内路網密度の向上と再造林等による林業基盤の整備を図ります。また、産業集積を促進するための工業用地の確保等に努めます。
					3-1-2	関係団体等との連携によるきめ細かな支援体制の構築	関係機関・団体等と相互に連携しながら、農林業者や商工業者のニーズに的確に対応できる支援体制を整備します。
		3-2	競争力のある質の高いものづくりと流通対策の強化	ユーザーの需要を意識して魅力と競争性の高いものづくりを進めるとともに、「湯沢らしさ」を生かした戦略的なマーケティング活動を支援します。	3-2-1	付加価値と競争力の高いものづくりの推進	農地の集約化による生産性の高い農業を目指します。また、グローバル化する市場に対応した付加価値の高いものづくりを進めます。 農商工連携や6次産業化、医福食農連携など、多様な主体との協働による取組みを展開します。
					3-2-2	経営体制の強化による“稼ぐ力・売る力”の向上	収益性を重視した複合経営による農業所得の向上、コスト低減を図る森林施業の集約化を推進します。 伝統ある地場産品等の地域ブランド確立やマーケティング活動支援等によって販売力の強化と収益性の向上を促し、認知度を向上させることで需要の底上げを図ります。
		3-3	訪れたい動機付けと観光交流人口の拡大	市の魅力を効果的に“見える化”し、おもてなしの充実と環境整備により、交流が盛んな「訪れてみたいまち」を創ります。	3-3-1	湯沢市への呼び込みとにぎわいの創出	戦略的な魅力の発信と連動し、イベントや資源へのストーリー付加によって魅力を効果的に“見える化”することで訪問客の増加を図り、市内各地におけるにぎわいを創出します。
					3-3-2	受入環境と観光二次交通の整備・充実	分かりやすい案内表示やインバウンド対応など来訪者の受入体制を充実させます。また、地域の魅力を伝えるガイドの育成など、おもてなしの心溢れるまちづくりと人づくりを推進します。 観光の拠点となる施設等の適正な整備を図るとともに、常に訪れてみたい環境の維持に努めます。 公共交通機関を利用して来訪する観光客の利便性向上のため、観光スポットまでの円滑な移動手段の整備を進め、観光誘客の拡大を図ります。
					3-3-3	観光推進団体の体制強化	観光振興をけん引する団体の人材育成を図り、市の魅力を一体的効果的に売り出す体制強化を推進します。 現代のニーズである周遊観光にマッチした観光基盤を確立するため、広域的な観光推進団体に参画し、体制強化に努めます。
		3-4	多様な人材育成と就労環境の充実	産業を持続的に支える多様な人材を確保・育成し、働きたい人が能力を十分に発揮できる環境を整えます。また、地域経済を刺激する新たな挑戦を応援します。	3-4-1	全ての産業における次世代を担う人材の確保・育成	農林業の担い手、伝統技術の後継者など産業の未来を支える人材を確保・育成することで、持続可能な体制づくりを進めます。
					3-4-2	就労機会の拡大及び多様な人材が活躍できる体制づくり	農業法人等の経営の多角化を推進し、就労機会の拡大を目指します。 企業誘致などによって雇用の安定を図るとともに、ライフスタイルに応じた自由度の高い働き方を推進します。併せて、就業後のキャリアアップ等を支援します。
					3-4-3	地域に根差す革新的な起業・創業の支援	地域資源を活用した革新的な起業・創業を促進し、地域経済を刺激するとともに、起業希望者に対する包括的な支援体制を強化します。

施策体系シート							
基本構想				基本計画			
目標	政策	分野		政策方針	主要施策	主な内容	
へあたたかな心と豊かな文化で人が集うまち	「地域づくりは人づくりから」という視点に立ち、郷土の歴史や文化に対する理解を深め、将来を担う人づくりを積極的に進めると共に、人が集うまちへ育てます。	4-1	交流の活性化	国内外との交流の活性化により見識を広め、地域の価値を再発見することで郷土を愛する心を育てます。	4-1-1	都市農山村交流による活性化	多様な地域や団体との交流を通し、地域の魅力の再発見と見識の向上を図ります。
					4-1-2	ジオパークの普及促進	ジオパーク活動による調査研究や学習の成果を基に、この地域の良さを認識する活動を行い、郷土を愛する心を育むとともに交流人口の拡大を図ります。
					4-1-3	国際交流による国際感覚の育成	ドイツ・ジークブルク市との相互訪問をはじめとして、市民レベルの国際感覚を持った人材を育てます。
		4-2	学校教育の充実	将来を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性、ふるさとを愛する心を育てます。	4-2-1	心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成	教育活動全体を通して、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。
					4-2-2	創意工夫に満ちた特色ある学校づくりの推進	各学校が自校の実態を把握し、それに基づいた教育目標を設定するとともに、学校、学級が一人ひとりの児童生徒にとって、目的をもって登校し、安心して学ぶことができる心の居場所となるよう、開かれた学校、楽しい学級づくりを目指します。 学校や地域、企業、行政が連携し、郷土への愛着を醸成するふるさと教育・キャリア教育の充実を図ります。
					4-2-3	学習指導の充実と教職員の能力向上	児童生徒が主体的・対話的に取り組む授業を通して、児童生徒の学習意欲を向上させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用して課題を解決する上で必要な思考力・判断力・表現力等を育成するために、指導の充実と改善を図ります。 各校の教育課題の解決を図る計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。
					4-2-4	安全・安心で良質な教育環境の整備	学校施設及び設備の安全管理に努め、適切な維持に努めます。 学校の適正規模・適正配置を検討するとともに、児童生徒の学習環境の改善を進めます。
		4-3	生涯学習の推進	市民一人ひとりが自らの生活をより豊かなものとし、潤いのある生活を送ることができる生涯学習を推進します。	4-3-1	生涯学習推進体制の整備	生涯学習施設のネットワーク促進や地域・民間・学校・図書館等の連携により、さまざまな教育資源をいつでも、どこでも学べる環境の構築を図ります。 地域の共有課題解決に学習成果を活用する、循環型の生涯学習推進体制の整備を進めます。 公立図書館及び図書館機能を有する施設を中心とした連携により、各年代にそった読書環境の充実を図ります。
					4-3-2	生涯学習環境の整備	安全・安心な環境を提供するため、老朽化の進んでいる社会教育施設を計画的に改修整備し、施設の特性を生かした効果的な活用や、施設間の連携を図ります。 郷土愛を育むとともに地域の歴史を次世代へ繋いでいくため、研究機関としての役割も担う博物館等の整備を検討します。
					4-3-3	生涯学習活動の展開	生涯の各時期や、現代社会の多様で複雑な課題解決に向けて、生きる力を培っていくために、出前講座や人材バンクの有効活用も図りながら、生涯に渡って質の高い学習機会の提供を進めていきます。
		4-4	スポーツ活動の推進	世代や目的に応じて、スポーツに参加できる環境整備と指導者の育成に努め、スポーツによるまちの活性化を図ります。	4-4-1	ライフステージに合わせたスポーツ活動の推進	生涯スポーツ、学校体育、競技スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの場面においてスポーツ環境を整え、生涯にわたるスポーツの喜びと楽しさを広めるとともに、健康づくりと体力向上を図ります。
					4-4-2	市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備	スポーツ関係団体とのさらなる連携、総合型地域スポーツクラブやスポーツ指導者の育成、既存のスポーツ施設の計画的な改修整備と効率的・効果的な運営を目指します。
					4-4-3	スポーツを活用した地域の活性化	スポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の誘致を推進し、スポーツを活用した地域づくりを進め、競技人口の底辺拡大や地域における活性化を図ります。
		4-5	文化の保護・継承・活用	風土に育まれた歴史や文化を守り次の世代へ繋いでいくため、行事への参加や伝統文化へ触れる機会を増やすことにより理解と認識を深め、地域への誇りと愛着を醸成します。	4-5-1	文化遺産の保護と活用	文化財の保護と活用を通し、郷土の歴史に親しむ環境づくりを進めます。
					4-5-2	地域の伝統行事の継承と文化活動の活性化	各地域の伝統行事を大切に、積極的な参加を推進することにより、次世代への継承を進めます。 「音楽のまちゆざわ」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを進めます。 優れた芸術や文化活動に親しむ機会を広げます。
					4-5-3	ジオパークの調査・研究	郷土の地質、歴史、民俗などに関して、学識者による学術的な調査・研究や市民による郷土研究を進め、後世に残すための保全と活用に繋がります。

施策体系シート						
基本構想			基本計画			
目標	政策	分野	政策方針	主要施策		主な内容
豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち	市民の安全・安心を確保し、暮らしの質を高めることで、ここに暮らすこと自体を誇れる、長く暮らしたいと思えるまちへ育てます。	5-1	防災危機対策の推進 市民の命と生活を守るため、自然災害をはじめとした危機に対し、迅速で適切な対応ができるよう防災消防体制を強化するとともに、自主防災組織による自助・共助に関する取り組みを推進します。	5-1-1	防災危機管理体制の整備	地域防災計画に基づき、災害対応力の強化に取り組みます。 防災関係施設等を整備します。 要援護者情報を共有し、孤立しない見守り体制の構築を推進します。
				5-1-2	防災意識の高揚	自主防災組織の組織化と活動を支援し、自助と共助の体制づくりを推進します。 災害等で予測されるリスクの共有、相互理解を図り、災害発生時等には迅速で正確な情報共有により安心の確保に努めます。
				5-1-3	消防体制の充実	消防機能を維持するため、計画的な施設整備と機器の更新を行います。 各種訓練を通じ消防団のスキル向上を図ります。
				5-1-4	危険箇所への対応	河川改修や急傾斜地の崩落対策など、危険除去に取り組みます。
		5-2	優れた自然環境の保全 身近な自然の豊かさを実感し、その恵みを将来にわたって享受できるよう、環境に対する意識の向上と保護活動に取り組みます。	5-2-1	清らかな水環境の保全	河川や池沼の水質や水辺の環境保全、魚類等の資源管理を図ります。
				5-2-2	豊かな森林空間の保全	針葉樹と広葉樹の混合林化や病害虫対策を進め、地球温暖化の防止や森林機能の保全を図ります。
				5-2-3	環境保護活動の推進	環境への意識を高めるための啓発活動や保護の取り組みを推進します。
		5-3	安心な生活環境の構築 住む人にも環境にも優しい、美しく安心な地域環境をつくります。	5-3-1	循環型社会の形成と環境衛生の向上	国内有数の地熱資源を活用した地熱発電を筆頭に、再生可能エネルギーの導入と活用を進めます。 廃棄物の削減とリサイクル率の向上、クリーンアップ活動や不法投棄対策等の推進により、優しく美しいまちなみをつくります。
				5-3-2	防犯対策の強化	防犯や見守り活動などを地域と共に効果的に推進します。 防犯灯等の防犯設備の適正な整備を進めます。
				5-3-3	交通安全対策の充実	交通安全運動の推進により安全意識を向上させ、交通事故の減少を図ります。 高齢者の交通安全対策を推進します。
				5-3-4	市民相談対応の充実	無料法律相談や消費者相談などの相談体制を強化します。 空家等の維持管理に対して関係機関と連携し、適切な指導の実施と利活用を図ります。
		5-4	都市基盤の整備 人口減少が進む中でまちを機能的に維持するため、まちを支える道路、上下水道等の社会基盤については計画的かつ適正に整備を行い、生活の質の向上を図ります。	5-4-1	計画的な土地利用と市街地整備の推進	国土利用計画に沿い、安易な利用転換を防止し、適正な土地利用に努めます。 居住と居住に関連する都市機能を計画的に誘導することによりコンパクトなまちづくりを推進し、市街地の空洞化防止と定住人口の回復、良好な住環境形成を図ります。 老朽建築物の適切な維持管理に対して関係機関と連携します。
				5-4-2	まちの動脈となる交通体系の整備と利用促進	高速交通体系の整備促進のための活動を推進します。 持続可能な公共交通ネットワークの構築と利用促進を図ります。 道路網の計画的整備と通行安全対策を進めます。
				5-4-3	雪国の安心な暮らし対策の充実	冬季交通や生活の安全を確保するため、除排雪体制の充実を図ります。 流雪溝や消融雪歩道などの克雪設備の適切な運用を図ります。
				5-4-4	社会インフラの充実	情報に関する格差を生じさせないよう、情報基盤の高度化と収集・伝達手段の強靱化を図ります。 市民の憩いの場となる公園を適切に維持管理し、まちの緑化を図ります。 安全な水の安定供給と下水道・浄化槽整備による公衆衛生の向上のため、経営基盤の強化を図ります。 既存施設の長寿命化及び施設統合を推進し、将来にわたって持続するよう維持・管理・更新を行います。